

議決議案 ダイジェスト

一般議案

■財産の譲渡に関する議決

織笠保育園の民営化に伴い、園舎を引受人である社会福祉法人三心会に無償譲渡しました。

■公の施設の指定管理者の指定に関する議決

堆肥センターの指定管理者を農事組合法人エコファーム山田に指定しました。

■公の施設の指定管理者の指定に関する議決

鯨と海の科学館の指定管理者を山田町観光協会に指定しました。

■公共下水道山田管渠（22-1工区）布設工事の請負変更契約の締結に関する議決

1,417万円を増額。総額6,751万円。

請願

■「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願

請願者 岩手県保険医協会

会長 箱石 勝見

審議の結果 原案採択（発議案で意見書提出）

■TPP交渉に関する請願

請願者 新岩手農業協同組合

代表理事組合長 田 沼 征彦

審議の結果 原案採択（発議案で意見書提出）

■TPPへの参加に反対する請願

請願者 農民運動岩手県連合会

会長 久保田 彰孝

審議の結果 原案採択（発議案で意見書提出）

条例関係

■平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例
町長および副町長の給与を減額しました。

■山田町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

本町が過疎地域に指定されたことにより、固定資産税の課税免除に伴う減収補てん措置の適用対象となったため、課税免除措置について必要な事項を定めました。

■企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

国、県の例に準じて、企業職員（水道事業職員）の給与の種類等を改定しました。

■山田町保育園設置条例の一部を改正する条例

織笠保育園の民営化にあたり関係条項の整備をしました。

■山田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

船越小学校に放課後児童クラブを設置するため、関係条項を整備しました。

予算関係

■一般会計補正予算（第4号）

4,470万円を増額。総額74億3,416万円。

■漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

31万円を増額。総額1億3,414万円。

■公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

202万円を減額。総額4億4,054万円。

■水道事業会計補正予算（第1号）

5万円を減額。総額2億8,040万円。

第3回 臨時会

工事請負契約の締結

山田中学校武道場建設

第3回臨時会が10月29日に開かれました。町からは老朽化が進んでいた山田中学校武道場の建て替え建設工事の請負契約を締結する議案が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

契約の金額は9,324万円で、主な質疑概要は次のとおりです。

問 柔道の試合をする場合、剣道場にも畳を敷き詰めて、2面で試合をすることは可能か。

答 練習試合などはできるが、正式な試合はできない。

問 各種大会を招致できるのか。

答 この武道場だけでは難しいが、武徳殿をあわせれば招致は可能である。

問 町産材を利用して建設するのか。

答 構造材や骨組みなどには集成材を利用するが、こまごました部分は町産材の利用も可能である。

第4回 臨時会

一般職・特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正

特別給を引き下げ

第4回臨時会は11月26日に開会されました。町からは昨年と同様、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」と「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

主な改正内容は、特別給、いわゆるボーナスの年間0.2カ月分引き下げです。これは県内において、地方公務員給与と民間事業所の給与を比較したところ、公務員のボーナスの支給割合が民間の支給割合を上回っていることから、その均衡を図るため県人事委員会から勧告されたものです。これに関して次のような質疑が出されました。

問 町内の事業所と比較することはできないのか。

答 給与の比較は、県内の50人以上雇用している事業所を対象としているので、理解を願う。